

鶴ヶ島市空家等の対策に関する条例の一部を改正する条例

鶴ヶ島市空家等の対策に関する条例（平成26年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条中「空家等が」の次に「管理不全空家等又は」を加える。

第5条第1項中「第14条第3項」を「第22条第3項」に改める。

第7条第1項中「市長は、」の次に「管理不全空家等又は」を加え、同条第2項第5号を同項第6号とし、同項第4号中「第14条第10項」を「第22条第10項」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「第14条第9項」を「第22条第9項」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「第14条第3項」を「第22条第3項」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「第14条第2項」を「第22条第2項」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 法第13条第2項の規定による勧告に関すること。

附 則

この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行の日から施行する。